

「光市行政手続きガイド 死亡したとき」

【記号の説明】

●: 持ち物のうち必ず必要なもの

▲: 該当する場合のみ、必要となるもの

注: ⊕マークのあるものは、室積出張所、浅江出張所、三島出張所及び周防出張所でも手続きができます。

死亡したときの主な手続き

主な手続き:

1ページ

- 住民票・印鑑登録
- 国民健康保険
光市国民健康保険以外の健康保険の加入者は、勤務先、健保組合、協会けんぽなどにお問合せください。

- 後期高齢者医療
75歳以上および65歳から74歳の一定の障害のある被保険者が対象です。

2ページ

- 国民年金
厚生年金または共済年金加入者は、勤務先、年金事務所、共済組合などにお問合せください。

- 介護保険
- 福祉

3ページ

- 福祉
- 税金
- 水道・下水道
- その他

手続き項目

持ち物や注意事項

手続き場所・問合せ

1 死亡届

死亡した日から7日以内にお手続きください。

- 死亡届
- 届出人の印鑑(朱肉使用)
* 死亡者または申請者が、周南市・下松市・光市の市民の場合、火葬場の使用料は無料です。(式場や安置室を使用する場合は有料で、死亡届の届出の際に現金が必要になります。詳しくは斎場にお問合せください。)
* 死亡届の手続き後、『死体(死胎)火葬許可書』を交付しますので、斎場で提示してください。

本庁1階 窓口 **1** ⊕
市民課 戸籍住民係
☎0833-72-1422
* 土日祝日・夜間は1階当直室
大和支所 住民福祉課
☎0820-48-2211

(斎場の連絡先)
御屋敷山斎場
下松市大字西豊井10154番2
☎0833-41-3842

2 印鑑登録証の返納

- 印鑑登録証(カード)

本庁1階 窓口 **1** ⊕
市民課 戸籍住民係
☎0833-72-1421
大和支所 住民福祉課
☎0820-48-2211

3 国民健康保険 ・保険証の切替、返還 ・葬祭費の申請

死亡した日から14日以内にお手続きください。

- 印鑑(朱肉使用)
- 保険証(国民健康保険被保険者証)
- 世帯主及び対象者の個人番号の通知カード又はマイナンバーカード〔個人番号カード〕
- 申請者(喪主)名義の通帳
- ▲ 限度額適用認定証/限度額適用・標準負担額減額認定証/特定疾病療養受療証

本庁1階 窓口 **2** ⊕
市民課 国民健康保険係
☎0833-72-1426
大和支所 住民福祉課
☎0820-48-2211

4 後期高齢者医療制度 ・保険証の返還 ・葬祭費の申請

死亡した日から14日以内にお手続きください。

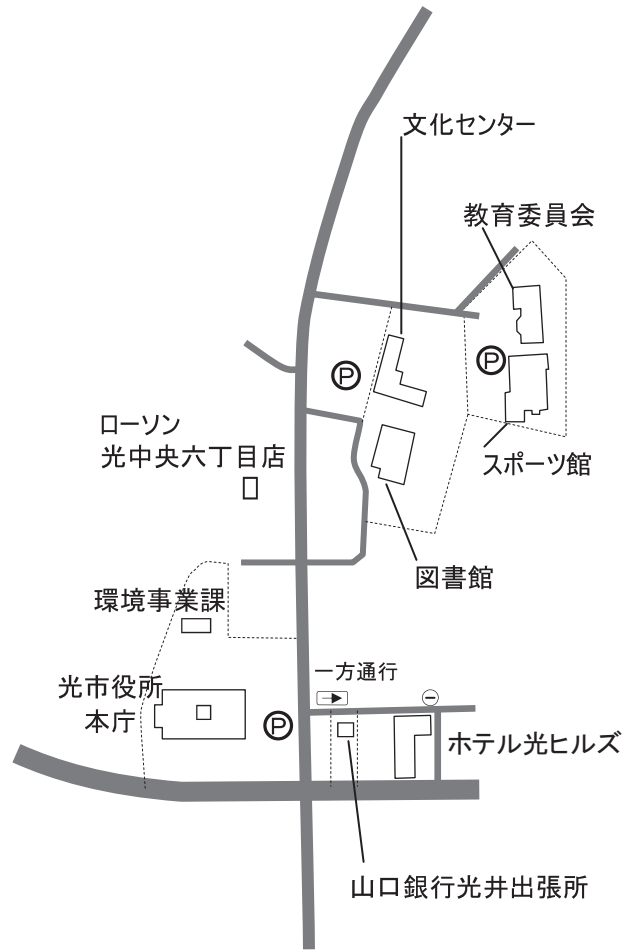
- 保険証(後期高齢者医療被保険者証)
- 葬儀を行った方の印鑑(朱肉使用)
- 申請者名義の通帳
- 葬祭を行ったことが証明できるもの
(会葬礼状や喪主の氏名が記載された葬祭の領収書・火葬許可書など)
- ▲ 限度額適用・標準負担額減額認定証/特定疾病療養受療証

本庁1階 窓口 **3** ⊕
市民課 年金・高齢者医療係
☎0833-72-1428
大和支所 住民福祉課
☎0820-48-2211

手続き項目	持ち物や注意事項	手続き場所・問合せ
5 国民年金 ・遺族基礎年金裁定請求 ・寡婦年金裁定請求 ・死亡一時金 ・未支給年金請求 など	＊持ち物は手続きによって変わりますので、手続き前にお問合せください。	本庁1階 窓口 ③ 市民課 年金・高齢者医療係 ☎0833-72-1428 ※未支給年金請求のみ大和支所で手続きができます。 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-2211
6 高齢者サービスの廃止 ・緊急通報装置利用取消	＊電話でお問合せください。	あいばーく光 窓口 ③ 高齢者支援課 高齢福祉係 ☎0833-74-3003
7 介護保険被保険者証／介護保険各認定証等の返還	●保険証(介護保険被保険者証) ▲各認定証 ※認定を受けている方 (負担割合証/ 負担限度額認定証/ 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証/ 介護保険特定負担限度額認定証など)	あいばーく光 窓口 ④ 高齢者支援課 介護保険係 ☎0833-74-3003 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-2211
8 身体障害者手帳等の返還 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・障害福祉サービス等の各受給者証	＊持ち物は手続きによって変わりますので、手続き前にお問合せください。	あいばーく光 窓口 ② 福祉総務課 障害福祉係 ☎0833-74-3001 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-2211
9 児童手当の手続き	＊お子様や、手当の支給を受けている保護者が亡くなった場合に、手続きが必要になります。 ＊持ち物は手続きによって変わりますので、手続き前にお問合せください。	あいばーく光 窓口 ⑧ 子ども家庭課 子育て支援係 ☎0833-74-3009 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-2211
10 乳幼児医療費助成制度／ひとり親家庭医療費助成制度／子ども医療費助成制度	＊お子様や、制度の助成を受けている保護者が亡くなった場合に、手続きが必要になります。 ＊持ち物は手続きによって変わりますので、手続き前にお問合せください。	あいばーく光 窓口 ⑧ 子ども家庭課 子育て支援係 ☎0833-74-3009
11 児童扶養手当の手続き	＊お子様や、手当の支給を受けている保護者が亡くなった場合に、手続きが必要になります。 ＊持ち物は手続きによって変わりますので、手続き前にお問合せください。	あいばーく光 窓口 ⑧ 子ども家庭課 子育て支援係 ☎0833-74-3009

手続き項目	持ち物や注意事項	手続き場所・問合せ
12 新母子家庭見舞金支給制度 ※新たに母子家庭となられたご家庭のうち、中学生までのお子様がいる場合、見舞金が支給されます。	<ul style="list-style-type: none"> ●印鑑(朱肉使用) ●世帯全員の住民票及び除票 ●申請者(お母様)名義の通帳 	あいぱーく光 窓口 8 子ども家庭課 子ども相談係 ☎ 0833-74-3006
13 原動機付自転車、小型特殊自動車のナンバープレート返納または名義変更の手続き	<ul style="list-style-type: none"> ●印鑑 ●車台番号がわかるもの(「標識交付証明書」、「自賠責保険証」など) ▲ナンバープレート ※返納する場合のみ必要 ※名義のみ変更する場合は、ナンバープレートを持参する必要はありません。	本庁1階 窓口 5 税務課 市民税係 ☎ 0833-72-1439 大和支所 住民福祉課 ☎ 0820-48-2211
14 納税義務者変更届／未登記家屋の所有者変更届	* 死亡した年の翌年の1月1日までに相続登記が完了しない場合は「納税義務者変更届」、亡くなられた方が所有する未登記家屋がある場合は「所有者変更届」が必要になります。 <ul style="list-style-type: none"> ●印鑑 ●戸籍謄本等(続柄、相続等の確認できるもの) 	本庁1階 窓口 6 税務課 資産税係 ☎ 0833-72-1435 大和支所 住民福祉課 ☎ 0820-48-2211
15 犬の飼い主の変更	<ul style="list-style-type: none"> ●印鑑 ●犬の登録鑑札 	本庁1階 窓口 11 環境政策課 環境保全係 ☎ 0833-72-1466 大和支所 住民福祉課 ☎ 0820-48-2211
16 水道・下水道の使用者変更 ※水道の使用者を変更(中止)される方	* 電話でご連絡ください。 ※下水道を使用されている方については、水道局への電話連絡により、水道と下水道の使用者変更(中止)の手続きが完了します。	水道局 業務課料金係 ☎ 0833-71-0705
17 下水道使用廃止(異動)届	<ul style="list-style-type: none"> ●印鑑 ※井戸水で下水道を使用している方のみ手続きが必要となります。	本庁1階 窓口 12 下水道課 業務係 ☎ 0833-72-1473
18 市営墓地使用者の承継届	<ul style="list-style-type: none"> ●印鑑 ●世帯全員の住民票 ●戸籍謄本等(続柄、相続等の確認できるもの) ●墓地の使用許可証 ※亡くなられた方の遺骨を市営墓地の墓に納骨される場合は『死体(死産児)火葬許可書』を提出してください。	本庁1階 窓口 11 環境政策課 環境保全係 ☎ 0833-72-1466

光市役所周辺図



位置図

光市役所 本庁	〒743-8501	光市中央六丁目1-1	☎0833-72-1400
光市給福祉センター あいぱーく光	〒743-0011	光市光井二丁目2-1	☎0833-74-3000
教育委員会	〒743-0011	光市光井九丁目18-3	☎0833-74-3600
大和支所	〒743-0193	光市大字岩田2356-1	☎0820-48-2211
光市水道局	〒743-0063	光市島田一丁目17-1	☎0833-71-0700



(参考)市役所以外の主な手続き お手許の領収証などで窓口等を確認し、手続き方法は各窓口にお問合せください。

《お問合せ・ご意見窓口》

電気	中国電力
インターネット	契約している業者
都市ガス	山口合同ガス
プロパンガス	契約しているプロパンガス会社
ケーブルテレビ	契約している業者
NHK	NHK

電話	加入している電話会社
新聞	契約している新聞店
携帯電話	加入している電話会社
郵便物の転送	最寄りの郵便局
運転免許証	最寄りの警察署

各手続きの内容に関するお問合せは、『手続き場所・問合せ』欄に記載の窓口までお願いします。
また、本ガイドに関するご意見等については、
本庁1階の市民課戸籍住民係(☎0833-72-1421
又は ☎0833-72-1422)までお寄せください。